

特定非営利活動法人(NPO法人)日本平成村 地域づくり組織規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本平成村定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するために、特定非営利活動法人（NPO法人）日本平成村（以下「日本平成村」という。）の地域づくりに関する組織について規約を定める。

(武儀地域振興計画)

第2条 武儀地域の課題を解決するために、日本平成村が行う具体的な活動を明記した武儀地域振興計画を策定しなくてはならない。

2 武儀地域振興計画は、社会情勢が変化したとき又は所期の目的を達成したときに、見直しを行うものとする。

(総務委員会)

第3条 次条に規定する活動委員会の活動及び事務局の業務を調整するために、総務委員会を置く。

2 総務委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 活動委員会の委員長
- (4) 定款第23条に規定する職員

3 総務委員会の会議は、理事長が招集する。

4 理事長が必要と認めたときは、総務委員会の会議に、関市地域支援職員を出席させることができる。

5 総務委員会の権能は、次のとおりとする

- (1) 活動委員会の事業計画及び予算を調整すること
- (2) 活動委員会に関する事項を調整し、理事会に提案すること
- (3) 活動委員会の活動に関する助言、提言及び評価をすること
- (4) 事務局の業務に関する助言、提言及び評価をすること
- (5) 武儀地域に必要な活動を検討すること
- (6) 関市及び他団体との連携に関すること

(活動委員会)

第4条 定款第5条の事業及び武儀地域振興計画を実行するために、日本平成村に次の活動委員会を置く。

- (1) 生涯学習委員会
- (2) 産業経済委員会
- (3) 生活安全委員会
- (4) 保健福祉委員会

2 活動委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。

3 活動委員会の構成員は、武儀地域内で活動する団体の代表者及び法人の代表者並びに日本平成村の理念に賛同し活動委員会の運営のために登録された個人とする。

4 活動委員会の構成員は、別表1のとおりとする。

(活動委員会の会議)

第5条 活動委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 会議の議事は、会議の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(活動委員会の権能)

第6条 活動委員会は、武儀地域振興計画に基づく活動を行う。

2 活動委員会は、相互に連携して活動を行うものとする。

(活動委員会の活動)

第7条 活動委員会の活動分野は、別表2のとおりとする。

2 活動委員会の活動には、次の者が参加することができる。

(1) 武儀地域に居住する住民

(2) 武儀地域で働く者及び学ぶ者

(3) 武儀地域で活動する団体又は法人

(4) その他日本平成村の趣旨に賛同する者

3 活動委員会は、その活動に、多くの者が参加できるように、広報及び周知を行うものとする。

(事務局の活動)

第8条 日本平成村の事務局は、地域づくりに関する次の業務を行う。

(1) 指定管理業務

(2) 福祉有償運送業務

(3) 地域内バス運行業務

(4) その他地域づくりに関すること

(翌年度の事業計画及び予算)

第9条 活動委員会の委員長は、会議の承認を経て、翌年度の事業計画及び収支予算の案を、翌年度開始前までに、総務委員会へ提出しなければならない。

2 事務局長は、前条に規定する業務に関する翌年度の事業計画及び収支予算の案を、翌年度開始前までに、総務委員会へ提出しなければならない。

3 総務委員会は、前2項に規定する事業計画及び収支予算の案を調整し、翌年度開始前までに、理事会に付議すべき事業計画書並びに収支予算書を調整しなければならない。

(活動実績と評価)

第10条 活動委員会及び事務局は、事業年度終了後、速やかに活動実績及び業務実績を総務委員会並びに監事に報告しなければならない。

2 総務委員会は、活動委員会の活動実績及び事務局の業務実績を評価し、翌事業年度以降の活動委員会の活動及び事務局の業務について提言できる。

- 3 活動委員会又は事務局は、前項に規定する評価及び提言を受けて、活動又は業務を改善するものとする。
- 4 監事は、活動委員会の活動実績を評価し、総会に報告をしなければならない。

(活動の公表)

第11条 日本平成村は、活動委員会の活動計画及び活動実績並びに事務局の業務計画及び業務実績を、公表しなければならない。

(活動に関する意見聴取)

第12条 日本平成村は、地域づくりの活動に関して、広く住民の意見を聴取しなければならない。

(細則)

第13条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成25年12月18日から施行する。